

第2次札幌市空家等対策計画（案）について寄せられたご意見と本市の考え方

計画（案）について、下記のとおり、市民の皆様からの意見募集を行いました。

以下、お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承下さい。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和2年（2020年）12月25日（金）～令和3年（2021年）1月28日（木）
（35日間）

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、持参

(3) 資料の配布場所

- ・札幌市役所本庁舎（2階市政刊行物コーナー、2階都市局建築指導部建築安全推進課）
- ・各区役所（総務企画課広聴係）
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市ホームページ

(4) 意見募集の周知方法

- ・札幌市ホームページ
- ・広報さっぽろ1月号への掲載

2 パブリックコメントの内訳

(1) 提出者数、意見数

- ・意見提出者数：2人
- ・意見数：5件

(2) 意見の受付方法内訳

提出方法	郵送	FAX	Eメール	持参	合計
提出者数	0人	0人	2人	0人	2人

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

次ページのとおり

【お問合せ先】

札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所2階）

電話：011-211-2808

市政等資料番号 02-M03-20-2182

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 [第2次札幌市空家等対策計画(案)]

(令和2年12月25日～令和3年1月28日実施)

※ご意見は集約し、類似意見を取りまとめております。

番号	寄せられたご意見	札幌市の考え方
第3章 空家等の対策		
1	空家解体の支障となっている解体費用について、所有者自らの改修・解体費用の確保を促すことと、解体に有効利用できる補助制度の両面を促進する必要がある。	空家等の発生を抑制するためには、所有している空家等や住まなくなる予定のある住宅について、将来の解体や売却などの予定を立てることが必要です。 こうした予定を立てることの大切さや空家等を放置するリスクとともに、本市の危険空家等除却補助制度の活用などについて、民間事業者・NPO等の組織と連携し、効果的な情報提供に取り組んでまいります。
2	住宅取得時にはその後の維持や解体を想定しておらず、空き家の放置につながるケースが多いとみられる。強制加入の保険や貯蓄制度を導入することで、住宅取得者の改修や解体費用の確保を義務付けすることはできないか。	
3	行政代執行の存在を知らない、代執行の費用は行政負担という誤った認識や行政代執行の実績がないことが、市民の危機意識の薄さにつながっていると考えます。 行政代執行の実績とこれによる費用負担の事例を啓蒙することが所有する不動産の維持管理・売却の意識の低い市民への強いメッセージになると考える。	
4	空家問題について意識が低い人もいますが、入院の長期化などにより意図せず空き家となり、処分ができない人もいます。 低価格で空き家の管理を委託できる事業者が身近にいれば、空き家が周囲へ危険な状態を及ぼす状態になるのは避けられると考える。このような事情も踏まえて対策を検討いただきたい。	空家等の発生要因としては、実家の相続や、一戸建てに住んでいた高齢者の施設入所なども想定されます。 こうした今後住まなくなる予定の住宅について、将来の解体や売却などの予定を立てることの必要性について情報提供に取り組んでまいります。 また、空家等の管理など住まいに関するご相談に対応できるよう、民間事業者・NPOなどの各相談窓口と連携をして取り組んでまいります。
5	除却補助制度について、対象物件の範囲拡大や、譲渡・貸与規制の緩和などを実施する必要があると感じる。	所有者等の自発的な除却を促進するため、より活用しやすい除却補助制度のあり方について、今後検討してまいります。